



鳥取県公報

平成17年 3月18日(金)
号外第32号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業振興地域の区域の変更の一部改正(2件)(171・172)(経営支援課).....	1
	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等の一部改正(173)().....	2
	県道の路線の認定の一部改正(5件)(174~178)(道路課).....	4

告 示

鳥取県告示第171号

昭和57年鳥取県告示第1064号(農業振興地域の区域の変更について)の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
関金地域	平成17年3月22日市町合併前の関金町の区域のうち、次の区域を除いた区域 平成17年鳥取県告示第8号で定めた天神川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年3月22日市町合併前の関金町に係る林班番号2から9まで、12、16から20まで、22、23、25、26、39から42まで、51から54まで、57、58及び60から65までの区域、同林班番号1、13、15、21、24、27、30、31、33から38まで、43、44、46、47、49、50及び59の各一部の区域、平成17年1月11日現在の国有林の林班番号543、545から569までの区域並びに同林班番号544の一部の区域	関金農業振興地域	関金町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和54年2月鳥取県告示第178号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の関金町に係る林班番号2から9まで、12、16から20まで、22、23、25、26、39から42まで、51から54まで、57、58及び60から65までの区域、同林班番号1、13、15、21、24、27、30、31、33から38まで、43、44、46、47、49、50及び59の各一部の区域、昭和57年4月1日現在の国有林の林班番号43、45から69までの区域、同林班番号44の一部の区域並びに昭和57年4月1日現在の大坂谷ほか三官行造林地

略	の区域
---	-----

鳥取県告示第172号

平成16年鳥取県告示第854号（農業振興地域の区域の変更について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
倉吉地域	<p>平成17年 3月22日市町合併前の倉吉市の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>1 平成16年倉吉市告示第147号による変更後の倉吉都市計画用途地域に係る区域及び昭和63年倉吉市告示第 8号により同用途地域から除外された区域</p> <p>2 平成17年鳥取県告示第 8号で定めた天神川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年 3月22日市町合併前の倉吉市に係る林班番号20、27、30、32から35まで、42から47まで、49から51まで、54から61まで、63から66まで、68から71まで、74、82、83の 2、86、87、95、112、119から122まで、126から129まで及び132の区域並びに同林班番号19、21、28、31、40、41、55、62、67、83の 1、84、91、94、111、113、116、123、125及び130の各一部の区域、平成17年 1月11日現在の国有林の林班番号540から542までの区域並びに平成17年 1月11日現在の本谷奥ほか四官行造林地及び白金谷官行造林地の区域</p>	倉吉地域	<p>倉吉市の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>1 平成16年倉吉市告示第147号による変更後の倉吉都市計画用途地域に係る区域及び昭和63年倉吉市告示第 8号により同用途地域から除外された区域</p> <p>2 平成16年鳥取県告示第 6号で定めた天神川森林計画区に係る地域森林計画の倉吉市に係る林班番号20、27、30、32から35まで、42から47まで、49から51まで、54から61まで、63から66まで、68から71まで、74、82、83の 2、86、87、95、112、119から122まで、126から129まで及び132の区域並びに同林班番号19、21、28、31、40、41、55、62、67、83の 1、84、91、94、111、113、116、123、125及び130の各一部の区域、平成16年 4月 1日現在の国有林の林班番号540から542までの区域並びに平成16年 4月 1日現在の本谷奥ほか五官行造林地及び白金谷官行造林地の区域</p>

鳥取県告示第173号

平成10年鳥取県告示第615号（農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等について）の一部を次の

ように改正し、平成17年 3月22日から施行する。

平成17年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前					
郡市名	区	域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積（ヘ クター ル）	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積（ヘ クター ル）	郡市名	区	域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積（ヘ クター ル）	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積（ヘ クター ル）
略				略					
倉吉市	略			0.5	0.8	倉吉市	略		
	下米積、上米積、下福田、上福田、服部、今在家、桜、河来見、上大立、大立、立見、棕波、般若、福積、岡、 <u>関金町泰久寺、関金町松河原、関金町大鳥居、関金町安歩、関金町野添、関金町小泉、関金町米富、関金町福原、関金町明高、関金町堀及び関金町今西</u>						0.5	0.7	下米積、上米積、下福田、上福田、服部、今在家、桜、河来見、上大立、大立、立見、棕波、般若、福積及び岡
	関金町山口、関金町郡家及び関金町関金宿			略					
略				略					
倉吉市	略			0.5	0.8	倉吉市	略		
	略						関金町大字泰久寺、大字松河原、大字大鳥居、大字安歩、大字野添、大字小泉、大字米富、大字福原、大字明高、大字堀及び大字今西		

東伯郡	琴浦町大字逢束、大字浦安、大字上伊勢、大字中尾、大字槻下、大字金屋、大字竹内、大字宮木、大字高岡、大字大父及び大字山川	0.5	0.7	東伯郡	琴浦町大字逢束、大字浦安、大字上伊勢、大字中尾、大字槻下、大字金屋、大字竹内、大字宮木、大字高岡、大字大父及び大字山川	0.5	0.7
	北条町土下、米里、島、北尾、田井、弓原、下神、松神及び曲 大栄町大字由良宿、大字妻波及び大字大谷 琴浦町大字野田、大字福永、大字大杉、大字山田、大字公文、大字倉坂、大字勝田、大字西宮、大字太一垣、大字佐崎及び大字中村 平成16年10月1日町村合併前の東郷町の区域(大字田畑及び大字久見を除く。)				関金町大字山口、大字郡家及び大字関金宿 北条町土下、米里、島、北尾、田井、弓原、下神、松神及び曲 大栄町大字由良宿、大字妻波及び大字大谷 琴浦町大字野田、大字福永、大字大杉、大字山田、大字公文、大字倉坂、大字勝田、大字西宮、大字太一垣、大字佐崎及び大字中村 平成16年10月1日町村合併前の東郷町の区域(大字田畑及び大字久見を除く。)		
	略				略		
略				略			

鳥取県告示第174号

昭和35年鳥取県告示第109号(県道の路線の認定について)の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
115	常藤関金線	(岡山県真庭郡中和村) 倉吉市関金町山口		115	常藤関金線	(岡山県真庭郡中和村) 東伯郡関金町	
116	羽出三朝線	(岡山県苫田郡鏡野町) 東伯郡三朝町		116	羽出三朝線	(岡山県苫田郡奥津町) 東伯郡三朝町	
118	加茂用瀬線	(岡山県津山市) 鳥取市用瀬町安蔵		118	加茂用瀬線	(岡山県苫田郡加茂町) 鳥取市用瀬町安蔵	

鳥取県告示第175号

昭和51年鳥取県告示第1043号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
117	鱒返余戸線	(岡山県津山市) 鳥取市佐治町余戸		117	鱒返余戸線	(岡山県苫田郡阿波村) 鳥取市佐治町余戸	
略				略			
303	大高下口波多線	(岡山県津山市) 八頭郡智頭町大字口波多		303	大高下口波多線	(岡山県苫田郡阿波村) 八頭郡智頭町大字口波多	
306	福本関金線	東伯郡三朝町大字福本 倉吉市関金町関金宿		306	福本関金線	東伯郡三朝町大字福本 東伯郡関金町大字関金宿	
略				略			

鳥取県告示第176号

昭和55年鳥取県告示第1162号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成17年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
313	下見関金線	東伯郡琴浦町大字下見 倉吉市関金町関金宿		313	下見関金線	東伯郡琴浦町大字下見 東伯郡関金町大字関金宿	
略				略			

鳥取県告示第177号

昭和57年鳥取県告示第920号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日か

ら施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
44	東伯野添線	東伯郡琴浦町		44	東伯野添線	東伯郡琴浦町	
		倉吉市関金町野添				東伯郡関金町大字野添	
45	倉吉江府溝口線	倉吉市	日野郡江府町	45	倉吉江府溝口線	倉吉市	東伯郡関金町
		西伯郡伯耆町				西伯郡伯耆町	日野郡江府町
略				略			

鳥取県告示第178号

平成6年鳥取県告示第225号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成17年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
50	東伯関金線	東伯郡琴浦町	東伯郡大栄町	50	東伯関金線	東伯郡琴浦町	東伯郡大栄町
		倉吉市関金町服部				東伯郡関金町	倉吉市
略				略			